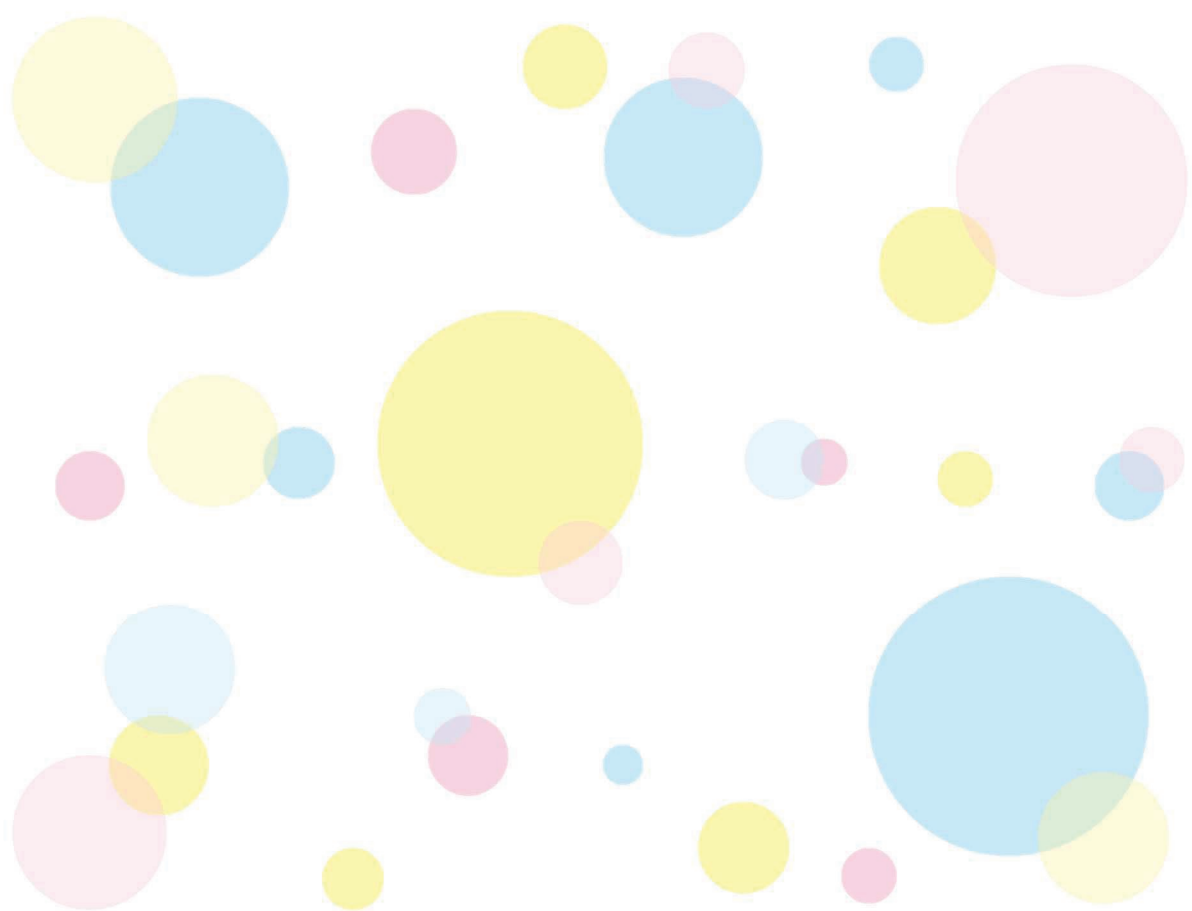


概要版

第3次池田市男女共同参画推進計画

～いけだパートナーシップ21～



2025 年（令和 7 年）3 月

池 田 市

計画策定の趣旨

わが国では、1999 年（平成 11 年）6 月に「**男女共同参画社会基本法***」が施行され、21 世紀を活力ある社会にするための最重要課題として「男女共同参画社会の実現」が位置づけられました。活力ある社会の維持に向けて、性別や年齢にかかわらず誰もが対等に、家庭や職場、地域等、あらゆる場で活躍できる環境の整備が必要です。

本市では、2011 年度（平成 23 年度）に「第 2 次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ 21～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて多様な施策を進めてきました。しかし、目標の達成状況をみると、審議会等への女性の参画は大きな改善はみられず、意思決定過程への女性の参画は本市の男女共同参画を進める上で重要な課題となっています。

こうした状況や国や大阪府の動向を踏まえ、男女共同参画をより一層推進していくために、新たに 2025 年度（令和 7 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）を計画期間とする「**第 3 次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ 21～**」を策定します。

この計画のめざす姿

人権を尊重し合える男女共同参画社会の実現
～誰もが自立し、安全に安心して生活できるまち池田～



*男女共同参画社会基本法

1999 年（平成 11 年）6 月成立、施行。個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動等あらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律である。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 つを基本理念に据え、国や地方自治体そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めている。

計画の位置づけ

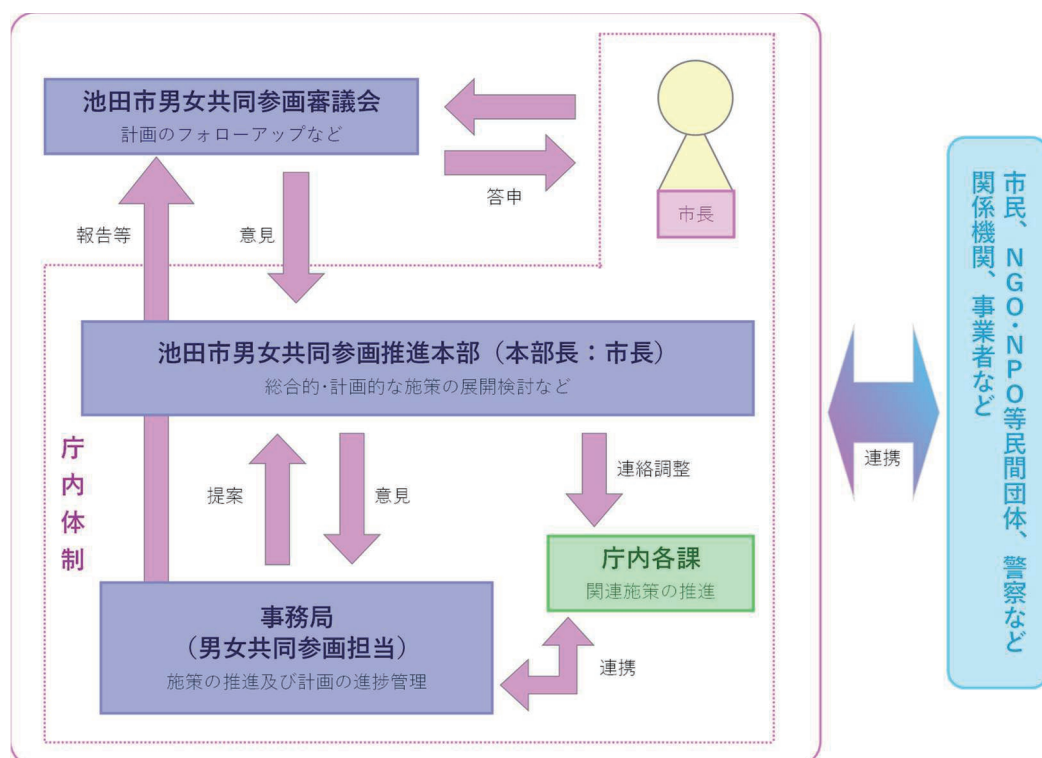
- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「池田市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。
- ② 本計画は、「池田市総合計画」における分野別計画の一つです。
- ③ 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を踏まえたものです。
- ④ 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。
- ⑤ 本計画は、「女性活躍推進法」第6条の第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。
- ⑥ 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の3に基づく「市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を包含するものです。

計画期間

本計画の期間は、**2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）**までの10年間です。計画期間中、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画の推進

- **推進体制の充実**（池田市男女共同参画推進本部、池田市男女共同参画審議会）
- **計画の進行管理**（指標・数値目標の設定）
- **ネットワークの構築・連携・強化**（NGO・NPOや、市民、企業・事業者とのネットワークの構築・連携・強化、国、府、関係機関等との連携・協力）
- **苦情や意見への対応**（池田市男女共同参画苦情処理委員会）
- **拠点施設の充実**（ダイバーシティセンター）



基本課題

I

男女共同参画社会実現のための基盤整備

男女共同参画社会を実現する基盤として、社会のあらゆる分野に人権尊重と男女平等・男女共同参画の意識の浸透を図っていきます。

重点施策	施策の方向
1. 男女共同参画についての理解の推進	① 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進 ② 調査・統計における男女別情報の充実
2. 生涯にわたる男女平等教育の充実	① 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校における男女平等教育の充実 ② 多様な選択を可能にする社会教育の推進
3. 男女の生涯にわたる健康の保持・増進	① 生涯にわたる健康づくりの支援 ② 思春期教育の推進

基本課題

II

男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進

性別にかかわらず、個人がその個性や能力を十分に発揮できるよう、あらゆる分野において人権尊重や男女平等の意識や気運を高めていきます。

重点施策	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 行政委員・審議会委員等への男女共同参画の促進 ② 市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③ 女性のエンパワメントとネットワーク支援
2. 男女が協働で行う地域活動の促進	① 男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進 ② 防災・災害復興対策における男女共同参画の推進

※基本課題IIは、女性活躍推進計画の位置づけ。



基本課題 III

就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

男女ともに希望に応じた働き方を選択できる就労環境の整備や、仕事と生活の両立を実現できるよう支援体制を整えていきます。

重点施策	施策の方向
1. 就労の場における男女平等の促進	① 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 ② 農業、自営業等に従事する女性の就業環境の整備
2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための支援	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進 ② 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進 ③ 仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

※基本課題IIIは、女性活躍推進計画の位置づけ。

基本課題 IV

人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現

家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面において、どのような暴力も絶対に許さないという認識を徹底します。さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるよう多様な支援に取り組みます。

重点施策	施策の方向
1. あらゆる暴力の根絶	① セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力根絶のための啓発推進 ② 暴力被害者への相談の充実
2. DVを発生させない教育・啓発	① DV被害防止に向けた啓発の推進 ② 職務関係者への研修の充実 ③ 加害者への教育・啓発
3. DV被害者の安全を確保するための支援の推進	① 相談窓口の充実、情報提供 ② 緊急時の安全確保 ③ 関係機関との連携協力
4. DV被害者の自立に向けた支援	① 自立支援策の充実 ② 関係機関との連携協力
5. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	① 高齢者・障がい者の生活支援の充実 ② ひとり親家庭等の生活支援の充実 ③ 在住外国人等の生活支援の充実 ④ 複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実

※基本課題IVは、DV防止基本計画及び困難女性支援基本計画の位置づけ。

計画推進のための指標



基本課題		指標名	現状値 (2023 年度 (令和 5 年度))	目標値 (2034 年度 (令和 16 年度))
I	男女共同参画社会実現のための基盤整備	広報誌・ホームページ・SNS への男女共同参画関連記事の掲載回数	60 回	70 回
		男女共同参画に関する研修・啓発事業の実施回数・参加者数	26 回 573 人	増加させる
		乳がん検診受診率 (※①)	13.8%	30%
		子宮がん検診受診率 (※①)	17.3%	30%
II	男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進	女性のいない審議会等を 0 にする	71 機関中 14 機関	0 機関
		審議会等への女性の参画率	27.7 %	40%
		市職員のうち女性管理職の割合	課長級 24.5% 次長級・部長級 10.4%	課長級 30% 次長級・部長級 14%
		「地域活動の場」の男女の平等感「平等である」と回答した人の割合	29.4%	50%
III	就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	54.3%	70%
		生活のなかで大切にしたいことが実現できている人の割合 (※②)	43.0%	増加させる
		市男性職員の育児休業取得者率	33.3%	40%以上
		・1 月以上取得した男性職員	50%	60%
		・3 月以上取得した男性職員	33.3%	40%
IV	人権尊重と、誰もが暮らせる社会の実現	市男性職員の出産補助休暇又は育児参加休暇の取得率	88.9%	100%
		父親向けの子育て支援事業の実施回数・参加者数	77 回 425 人	増加させる
		あらゆる暴力根絶のための啓発や講座の実施回数	6 回	10 回
		暴力を受けた際の対応について「(1)相談しなかったがしなかった」「(2)相談しようと思わなかった」の割合	(1) 4.9% (2) 51.9%	減少させる
		市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1 回	2 回

※ ①乳がん検診受診率は 40 歳～69 歳、子宮がん検診受診率 20 歳～69 歳対象。

※ ②理想のワーク・ライフ・バランスを実現できている人の割合を測る指標とする。市民意識調査結果より、希望×現実のクロス集計で算出。



●池田市人権・文化国際課 DV相談

☎072-754-6231（午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く））

●池田市ダイバーシティセンター 女性相談

☎予約相談ダイヤル 072-768-8034（月～土曜日 午前9時～午後5時）

【専門相談】 事前予約制 1人50分

毎週月曜日、第1・第3土曜日、第4木曜日、第2金曜日（祝日、年末年始を除く）

いずれも午後1時、2時、3時の3枠

【電話相談】 1人30分

火・水・金曜日 午前10時～午後3時

●大阪府女性相談センター 女性相談、DV相談

☎06-6949-6022

☎06-6946-7890（夜間・祝日）

平 日 午前9時～午後8時

土・日 午前9時～午後5時

夜間・祝日DV電話相談…上記以外の時間

外国人専用相談……………月～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

☎短縮ダイヤル

#8778（はなそうなやみ）

●箕面子ども家庭センター DV相談専用電話

☎072-737-6895（午前9時～午後5時45分）

●男性のための電話相談（主催：大阪府 実施運営：ドーン財団）

☎06-6910-6596

専門の男性相談員が電話をお受けします。

第1・第4水曜日 午後4時～8時

第2・第3土曜日 午前11時～午後3時

●DV相談プラス

チャットで専門の相談員に相談できます。

正午～午後10時



※左記の二次元コードよりご利用ください。

ダイバーシティセンター

誰もが地域社会の一員として、その人らしく輝けるダイバーシティ社会*を推進するため、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日に「ツナガリエ石橋」内に設置されました。

センターでは、女性相談、外国人相談のほか、さまざまな男女共同参画事業、多文化共生事業を実施しています。



*ダイバーシティ社会

国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会をいう。

住 所：石橋 1 丁目 23 番 6 号 ツナガリエ石橋 5 階

電話番号：072-735-7588 / 072-768-8020、072-768-8034(女性相談)

第 3 次池田市男女共同参画推進計画

～いけだパートナーシップ 21～

概要版

2025 年（令和 7 年）3 月

発行 池田市市民活動部人権・文化国際課

〒563-8666

大阪府池田市城南 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-754-6231（直通）



計画の詳細は、上記の二次元コードよりご覧ください。